

システムインフォメーション

A6XA015

2006年 5月29日
セイコーエプソン株式会社
システムライフ株式会社

対象システム：InterKX 給与計算・法定調書、給与応援 Super/Lite、法定調書顧問

平成 18 年社保改正対応版 (Ver.H17.20)の予定

標準報酬の支払基礎日数の改定および配当等の支払調書の様式変更に伴う、給与システムの対応予定をご連絡いたしますので、お客様へのご案内をお願い申し上げます。情報の公開に合わせての対応となるため、急なご案内になり大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

1. 発行プログラム
2. 改正の内容
3. システムの対応内容
4. Ver.H17.10 を使用しての算定について
5. 法定調書顧問の対応について

1. 発行プログラム

1-1.発行プログラム

発行プログラム	バージョンアップの対象
InterKX 給与計算・法定調書 Ver.H17.20	Ver.H17.10、Ver.H17.10.e1
給与応援 Super スタンドアロン版 Ver.H17.20	Ver.H17.10、Ver.H17.10.e1
給与応援 Super ネットワーク版 Ver.H17.20	Ver.H17.10、Ver.H17.10.e1
給与応援 Lite Ver.H17.20	Ver.H17.10

1-2.リリース時期

- ・InterKX 給与計算・法定調書 送品：2006年6月28日から
- ・InterKX 給与計算・法定調書 インターネットダウンロードの公開：2006年6月22日
- ・給与応援 Super/Lite：2006年6月29日から

製品ごとの詳しい送品日程はセールスインフォメーションでご確認ください。

2. 改正の内容

2-1.標準報酬の支払基礎日数の変更

平成 18 年 7 月 1 日以降、健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額算定（改定）時の支払基礎日数が、20 日から 17 日に変更されます。

■算定基礎届（7 月 10 日提出期限分）

4 月、5 月、6 月のうち、支払基礎日数が 17 日以上月の合計を合算し、その月数で割った額を平均額とします。

ただし、パートタイマーの被保険者であってすべての算定基礎月の支払基礎日数が 17 日未満の場合は、15 日以上月の合計を合算し、その月数で割った額を平均額とします。

■月額変更届（7 月以降改定分から）

変動月から 3 カ月分の支払基礎日数が 17 日以上であることが該当者の条件になります。

※この改正については、平成 17 年度版 Ver.H17.10 でプログラム対応を行っています。

ただし、算定基礎届におけるパートタイマーの被保険者の算定方法については本年の 5 月に情報が公開されたため未対応となっており、追加で対応が必要となりました。

2-2.仕様チェックプログラムのバージョンアップ

支払基礎日数の変更に対応した「届書作成プログラム（Ver4.0）」および「仕様チェックプログラム（Ver4.0）」が、6 月 15 日に社会保険庁のホームページに公開される予定です。

7 月以降は旧バージョンのプログラムが使用できなくなります。

このため、弊社給与システムで作成する FD 申請用のデータにつきましても、新しい「仕様チェックプログラム」で提出ができるよう、プログラム対応が必要になる可能性があります。

2-3.配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書の様式変更

5 月の会社法の適用に合わせて、国税庁のホームページに「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」および「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表」の新しい様式が公開されました。

新しい様式は会社法が適用される平成 18 年 5 月 1 日以後の配当より使用するよう指導が出ていますが、税務署に配布される時期は国税局単位に異なるため、旧様式の提出も認められています。

主な変更箇所は次ページのとおりです。

■ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

- ・「事業年度」欄が「基準日」欄に変更されました。
「基準日」欄には、その支払の確定した配当等（無記名の株式の配当等については、その支払をした配当等）の支払にかかる基準日を記載します。また、括弧内には、直前に支払をした配当等の支払にかかる基準日を記載します。
- ・「元本の所有者」欄が削除されました。

【変更前】			【変更後】		
事業年度			基準日		
自	年	月 日	年	月	日
至	年	月 日	(年	月 日)
元本の所有者	住所(居所)又は所在地		(摘要)		
(摘要)					

■ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表

- ・支払調書と同様に「事業年度」欄が「基準日」欄に変更されました。

【変更前】		【変更後】	
事業年度	自 . . 至 . .	基準日	(. .)
支払確定年月日		支払確定年月日	

- ・「源泉分離選択課税分」の欄が削除されました。

【変更前】			【変更後】		
居住者又は内国法人に支払うもの	課税分	一般分	居住者又は内国法人に支払うもの	課税分	
		源泉分離選択課税分		非課税分	
	非課税分		非居住者又は外国法人に支払うもの	課税分	一般分
非居住者又は外国法人に支払うもの	課税分	一般分			軽減分
		源泉分離選択課税分		非課税又は免税分	
軽減分					
非課税又は免税分					

- ・「この調書について応答できる者」が「この調書について応答できる方」に変わりました。
- ・「1株(口)当たり配当(分配)金額」の旧と新の順序が上下入れ替わりました。
- ・処理事項欄に「通信日付印」の欄が追加されました。(税務署処理欄)

3. システムの対応内容

3-1.標準報酬の支払基礎日数の変更

算定基礎届のパートタイマーの被保険者の計算に対応します。

■被保険者区分の追加

「(健・厚)算定基礎届(225)」の画面に「被保険者区分」を追加し、一般被保険者かパート扱いかを選択できるようにします。

■パート扱いの計算

「被保険者区分」がパート扱いと設定されている場合、次の処理を行います。

- ・支払基礎日数が17日以上月の合計を合算し、その月数で割った額を平均額とします。
ただし、すべての算定基礎月の支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上月の合計を合算し、その月数で割った額を平均額とします。
- ・備考欄に「パート」と表示・印刷します。
- ・FD申請チェックリスト(エラーチェック)に表示される文言を変更します。

3-2.仕様チェックプログラムのバージョンアップ

6月15日に公開される仕様チェックプログラムで申請ができるように対応します。

現時点では仕様が開示されていないため、プログラム対応の要否は不明です。

3-3.配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書の様式変更

画面および印刷フォームを新様式に変更します。

合わせて、「配当(分配)金額」欄の「内」の字を削除します。(配布用紙にはすでになく、システムのみ印字が残っていたため。)

4. Ver.H17.10 を使用しての算定について

支払基礎日数の改正のうち、パート扱いの方を除く部分の計算につきましては、平成17年度版 Ver.H17.10 で対応済みです。したがって、パート扱いの特例計算を適用する方がいない会社では、Ver.H17.10 を使用して算定基礎届を作成することもできます。

ただしFD申請をされる場合は、新しい仕様チェックプログラムで処理するために、給与のプログラムも Ver.H17.20 にバージョンアップが必要になる可能性があります。現時点では仕様が公開されていないため、Ver.H17.10 で作成した申請データが新しい仕様チェックプログラムで処理できるかどうかは、不明です。情報が明らかになりましたら、再度ご案内いたします。

5. 法定調書顧問の対応について

配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書の様式変更は法定調書顧問にも影響しますが、現時点で対応予定はございません。当面は新様式の使用状況を見守らせていただきます。

以上